

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

さいたま市 D V 防止基本計画

平成 23 年 3 月



はじめに



配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があり、「市民一人ひとりが人権を尊重しあいともに生きるさいたま市」の実現にむけて、重点的に取り組む必要があります。

本市では、平成 16 年策定の「男女共同参画のまちづくりプラン」に続く平成 21 年策定の第 2 次プランにおいて、女性に対する暴力の根絶を重点事項に掲げ、多岐にわたる施策、事業を推進してまいりました。

本市が平成 18 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」においては、女性の約 5 人に 1 人が身体に対する暴力を受けたことがあると答えています。また、昨年度、市内の高校・大学等にご協力をいただき、若年層における交際相手からの暴力に関する意識・実態調査をはじめて実施し、配偶者間と同様の暴力被害の存在が明らかになったところであります。

このような課題や現状を踏まえ、若年層における交際相手からの暴力を含む、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援を総合的かつ計画的に進めるため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定いたしました。

今後、この計画にしたがって配偶者暴力相談支援センターの設置をはじめ、配偶者等からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない施策に、関係機関や民間支援団体とも連携を密にし、積極的に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様、建設的なご提言をいただきました「さいたま市男女共同参画推進協議会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

第1章 計画策定にあたって

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 計画策定の経緯 | 1 |
| (1) | 計画策定の背景 | 1 |
| (2) | 国・埼玉県の取組 | 1 |
| (3) | 計画策定の経緯 | 2 |
| 2 | さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題 | 3 |
| (1) | さいたま市民の配偶者からの暴力に対する認識 | 3 |
| (2) | さいたま市における配偶者からの暴力被害の実態 | 5 |
| (3) | 相談状況 | 6 |
| (4) | 被害者の保護の状況 | 9 |
| (5) | 若年層における交際相手からの暴力 | 10 |
| (6) | 子どもへの影響 | 11 |
| (7) | 関係機関等との連携 | 13 |
| 3 | DV防止に関係する機関の取組 | 14 |
| (1) | 埼玉県の取組（警察を含む） | 14 |
| (2) | 市民の取組 | 14 |
| (3) | 医療関係者・福祉関係者の取組 | 14 |
| (4) | 人権擁護機関の取組 | 15 |
| (5) | ハローワークの取組 | 15 |
| (6) | 教育機関の取組 | 15 |

第2章 基本的な考え方

| | | |
|-----|---------|----|
| 1 | 計画の目的 | 17 |
| 2 | 対象とする暴力 | 17 |
| 3 | 計画の位置づけ | 17 |
| 4 | 計画の期間 | 17 |
| 5 | 計画の目標 | 18 |
| (1) | 計画の目標 | 18 |
| (2) | 基本目標 | 18 |
| 6 | 計画の推進 | 20 |

第3章 計画の内容

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 計画の体系 | 23 |
| 2 | 施策の展開 | 25 |
| | 基本目標 教育・啓発の推進 | 25 |
| 1 | 市民への意識啓発 | 26 |
| 2 | 学校等における人権教育の推進 | 26 |
| 3 | 若年層における未然防止啓発の推進 | 27 |
| | 基本目標 被害者の早期発見と相談体制の充実 | 29 |
| 1 | 早期発見・通報体制の整備・充実 | 31 |
| 2 | 相談体制の強化と周知 | 31 |
| 3 | 多様な被害者への配慮 | 33 |
| | 基本目標 被害者の保護と自立支援の充実 | 34 |
| 1 | 安全な保護体制の整備 | 37 |
| 2 | 被害者等に係る情報の保護 | 37 |
| 3 | 自立に向けた各種支援 | 38 |
| 4 | 心身の健康回復への支援 | 39 |
| | 基本目標 子どもへの支援 | 41 |
| 1 | 保育・就学支援 | 43 |
| 2 | 子どもの心のケア | 43 |
| | 基本目標 関係機関等との連携協力 | 45 |
| 1 | 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化 | 47 |
| 2 | 職務関係者による配慮 | 48 |
| 3 | 調査研究の推進 | 48 |
| 4 | 苦情の適切かつ迅速な処理 | 49 |

資料編

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 策定の経過 | 51 |
| 2 | DV防止基本計画策定についての諮問・答申 | 53 |
| 3 | さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿 | 54 |
| 4 | 関係法令等 | 55 |

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 計画策定の背景

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。)は、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。加害者が繰り返す暴力によって相手を支配し、時には被害者の命が危ぶまれる事態も引き起こされています。DVは加害者と被害者の関係が配偶者等であるという性質上、外部からの発見が困難である家庭内において行われることが多く、また、被害を受けても外部に相談することに抵抗を感じる人が多いことから、問題の潜在化と被害の深刻化の傾向が見られます。

わが国におけるDVの被害者は、多くの場合女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があります。

DVは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の実現にあたっての大きな妨げとなっています。

(2) 国・埼玉県の取組

国は、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備を進めるため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」といいます。)を制定し、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを国及び地方公共団体の責務としました。また、同法施行とともに示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本的方針」といいます。)においては、施策等に関する基本的な事項がまとめられています。

DV防止法は、制定後二度にわたる改正が行われ、特に平成19年の改正においては、保護命令制度の拡充とともに、被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている状況から、市町村の取組を一層推進するために、市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されました。

基本的方針 DV防止法に基づき、国が告示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」のことで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。

配偶者暴力相談支援センター DVの防止及び被害者の保護のための機能を果たすため、相談や情報提供、被害者及び同伴者の緊急時における安全確保等を行う施設のことです。DV防止法では、都道府県に対して設置を義務付けるとともに、市町村に対しても適切な施設において、機能を果たすよう努めるものとされています。

埼玉県では、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにした「埼玉県男女共同参画推進プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つに位置づけてきました。平成 21 年 3 月には、それまでの取組を一層進めるとともに、さいたま市など市町村の取組に対する支援を充実し、県全体のDV対策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

(3) 計画策定の経緯

さいたま市では、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第 3 条第 1 項を受けて、平成 16 年 3 月に策定した「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を重点施策として、性の尊重や暴力根絶に関する啓発、被害者への相談体制の整備・充実及び関係機関等とのネットワークの確立等に取り組んできました。また、平成 21 年 3 月に策定した「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、引き続き、DV防止及び支援への取組を推進しています。

このたび、平成 19 年のDV防止法改正を踏まえ、本市におけるDV防止と被害者支援の取組をこれまで以上に充実させるため、新たに「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（略称：さいたま市DV防止基本計画）」を策定しました。

策定にあたって、さいたま市男女共同参画推進協議会に対し、「さいたま市における配偶者暴力対策の基本的な方向性について」諮問しました。同協議会では、本市におけるDVの現状と課題を整理し、基本計画で位置づけるべき目標及び施策の方向について検討を重ね、平成 22 年 5 月に答申しました。本答申の趣旨を尊重して計画の素案を作成し、平成 22 年 11 月には広く市民の意見を伺うため、素案に対するパブリック・コメントを実施しました。

第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン 平成 15 年に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づいて策定された、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。平成 16 年度から 20 年度までを計画期間とした第 1 次プランに続き、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間で計画期間としています。

2 さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題

(1) さいたま市民の配偶者からの暴力に対する認識

「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成19年1月、以下「市民意識調査」といいます。)によると、配偶者間で行われる行為について、「どんな場合も暴力にあたると思う」と考える人が多い項目は、「体を傷つける可能性のある物でなくる」、「刃物などを突きつけて、おどす」、「足でける」などの身体的暴力で、他の項目よりも暴力であると認識される割合が高くなっています。

これに対して、「暴力にあたるとは思わない」と考える人が比較的多かったのは、「交友関係や電話を細かく監視する」、「何を言っても長時間無視し続ける」などの精神的暴力で、暴力であるという認識を持っていない人が10%を超えています(図表1)。

図表1 暴力として認識される行為

総数=1931

単位:%

| | どんな場合でも暴力にあたると思う | 暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う | 暴力にあたるとは思わない | 無回答 |
|-----------------------------|------------------|-------------------------|--------------|------|
| 平手で打つ | 60.8 | 28.9 | 2.5 | 7.8 |
| 足でける | 79.3 | 11.3 | 1.1 | 8.3 |
| 体を傷つける可能性のあるものでなくる | 88.9 | 2.6 | 7.8 | 10.6 |
| なくるふりをして、おどす | 52.7 | 32.3 | 5.7 | 9.3 |
| 刃物などをつきつけて、おどす | 88.3 | 2.6 | 8.1 | 0.9 |
| いやがっているのに、性的な行為を強要する | 72.4 | 17.0 | 1.9 | 8.6 |
| 見たくないのに、ポルノビデオや雑誌を見せる | 60.1 | 23.1 | 7.6 | 9.2 |
| 何を言っても長時間無視し続ける | 44.5 | 35.8 | 11.0 | 8.7 |
| 交友関係や電話を細かく監視する | 42.7 | 35.6 | 12.5 | 9.2 |
| 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」と言う | 61.0 | 24.3 | 6.4 | 8.3 |
| 大声でどなる | 47.1 | 38.2 | 7.0 | 7.7 |

資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成19年1月)

【課題】

暴力は個人の尊厳を傷つけ、人権を大きく侵害する問題であり、暴力を深刻化させないためにも、市民一人ひとりが暴力（身体的・精神的・性的・経済的暴力）についての認識をさらに高めることが必要です。

そのためには、DVについての意識啓発や情報提供をさらに充実させ、暴力を未然に防止するためにも、若年層に対して人権を尊重し、男女平等の意識を高めていくための学校等における教育が求められます。

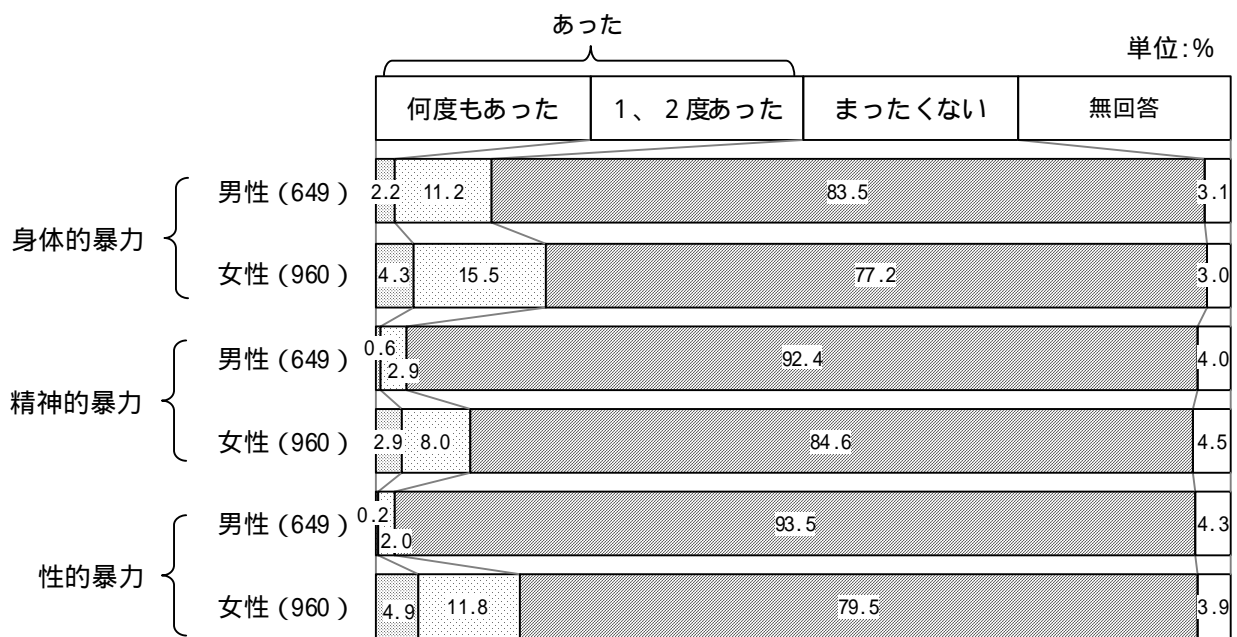
この計画では、DVに関する意識及び実態を分かりやすく示すため、さいたま市や埼玉県、国が実施した実態調査の結果を紹介しています。それぞれの調査の概要は、以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（平成22年3月） | |
| 調査期間 | 平成21年11月9日～12月11日 |
| 調査対象 | さいたま市内高等学校（8校）、市内専門学校・市内大学（4校） |
| 有効回収数 | 2,799（回収率97.8%） |
| 「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成19年1月） | |
| 調査期間 | 平成18年8月1日～8月21日 |
| 調査対象 | さいたま市内在住の満20歳以上の男女 |
| 有効回収数 | 1,931（回収率38.6%） |
| 埼玉県「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」（平成22年2月） | |
| 調査期間 | 平成21年8月～9月 |
| 調査対象 | 埼玉県内在住の満20歳以上の男女 |
| 有効回収数 | 1,458（回収率48.6%） |
| 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成21年3月） | |
| 調査期間 | 平成20年10月～11月 |
| 調査対象 | 全国20歳以上の男女 |
| 有効回収数 | 3,129（回収率62.6%） |
| 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」（平成19年4月） | |
| 調査期間 | 平成18年10月25日～11月27日 |
| 調査対象 | 配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者 |
| 有効回収数 | 799 |
| 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成18年4月） | |
| 調査期間 | 平成17年11月～12月 |
| 調査対象 | 全国20歳以上の男女 |
| 有効回収数 | 2,888（回収率64.2%） |
| 総務省「配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果報告書」（平成20年8月） | |
| 調査期間 | 平成20年2月～3月 |
| 調査対象 | 47都道府県及び673市町村 国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員） 地方公共団体の実務者（公営住宅、住民基本台帳等担当職員） 民間団体の担当者 配偶者からの暴力の被害者 |

(2) さいたま市における配偶者からの暴力被害の実態

市民意識調査によると、身体に対する暴力を受けた経験（身体的暴力）が「あった」という女性は19.8%、男性は13.4%となっています。自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた経験（精神的暴力）が「あった」という女性は10.9%、男性は3.5%となっています。いやがっているのに、性的な行為を強要された経験（性的暴力）が「あった」という女性は16.7%、男性は2.2%という結果が出ており、DVの被害経験は、女性に多く見られます（図表2）。

図表2 配偶者からの被害経験



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成19年1月）

【課題】

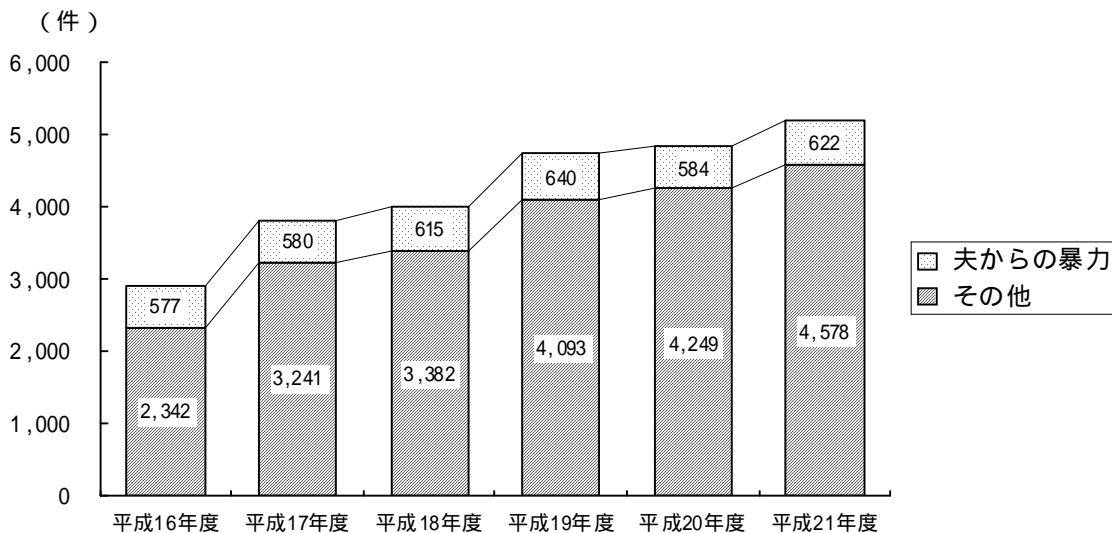
被害者の多くが女性である背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識や女性軽視など、男女が置かれてきた社会における構造的な問題があります。男女がお互いを認め合い、お互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した施策の推進が必要です。

また、本市における被害実態を踏まえ、被害者の早期発見から、相談、保護、自立まで切れ目のない支援体制の強化が求められます。

(3) 相談状況

さいたま市では、平成16年5月にさいたま市男女共同参画推進センター(愛称：パートナーシップさいたま)を開設しました。このセンターを拠点として、女・男プラザ、浦和・中央・岩槻区役所の5ヶ所で、婦人相談員による女性相談を実施しています。相談件数は年々増加しており、その相談内容として最も件数が多いのは、夫からの暴力です(図表3)。

図表3 女性相談件数の推移(さいたま市)



資料：さいたま市男女共同参画課

女性の悩み電話相談

DVをはじめ、女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などの相談に応じます。

| 相談機関 | 日時 | 電話番号 |
|--------------|---|--------------|
| パートナーシップさいたま | 月～金曜日 10:00～20:00 土・日・祝日 10:00～16:00 | 048-643-5813 |
| 浦和区役所 | 毎週月・火・水・金曜日 10:00～17:00 | 048-829-6129 |
| 中央区役所 | 毎週月・水曜日 10:00～17:00 | 048-840-6132 |
| 岩槻区役所 | 毎週月・水曜日 10:00～17:00 | 048-790-0158 |
| ひとひと女・男プラザ | 毎週金曜日 10:00～17:00 | 048-875-9653 |

婦人相談員 売春防止法に基づき、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見・相談・必要な指導等を行います。DV防止法では、婦人相談員はDV被害者の相談・必要な指導を行うことができるとされています。

しかし、相談件数は年々増加しているものの、市民意識調査の結果をみると、配偶者から受けた行為について「相談しなかった」と回答した人の割合が高くなっています（図表４）。

図表４ 暴力についての相談経験

| | 相談しなかった | | | | 相談しなかった (計) |
|---------|---------|----------|---------------|-----|----------------|
| | 相談した | 相談できなかった | 相談しようとは思わなかった | 無回答 | |
| 全体(398) | 23.3 | 8.3 | 63.4 | 5.0 | (71.7) |
| 男性(95) | 9.5 | 5.3 | 82.1 | 3.2 | (87.4) |
| 女性(284) | 27.8 | 9.2 | 57.0 | 6.0 | (66.2) |

単位：%

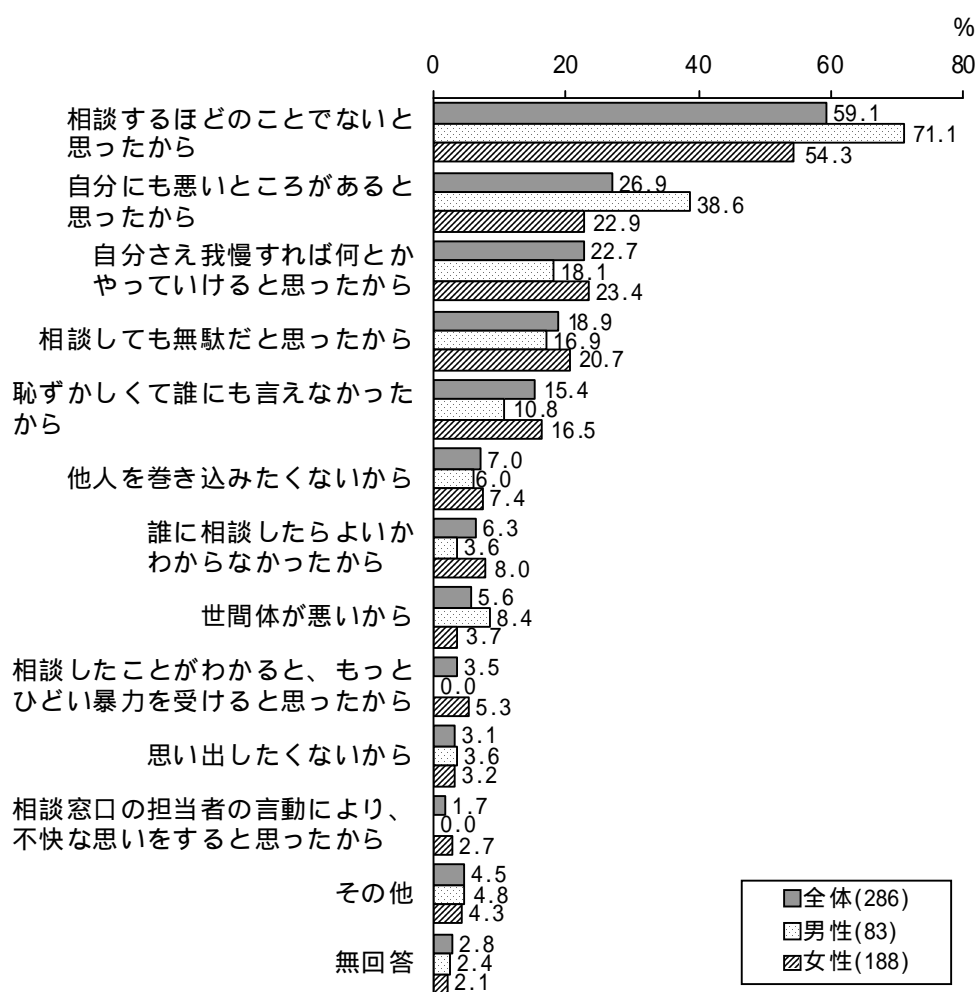
資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成19年1月)

(注)

- ・配偶者等からの暴力(身体的・精神的・性的)の被害経験について、1つでも「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した方に、その暴力についての相談経験を伺いました(全体399人/男性95人・女性284人)。
- ・性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

相談しなかった理由としてはDVを重大な問題と考えていない傾向があり、男女ともに最も多かったのは「相談するほどのことではないと思ったから」で、次いで男性は「自分にも悪いところがあると思ったから」、女性は「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思ったから」となっています（図表５）。

図表5 相談しなかった理由



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成 19 年 1 月)

(注)

- ・配偶者等からの暴力(身体的・精神的・性的)の相談経験について、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」と回答した方に、その理由を伺いました(全体 286 人/男性 83 人・女性 188 人)
- ・性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

【課題】

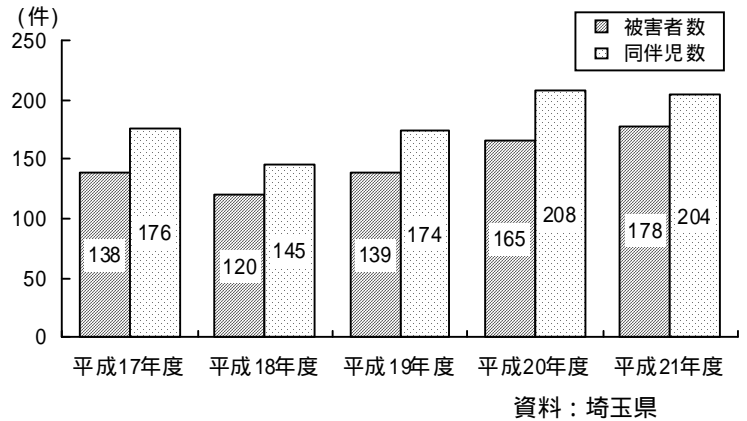
本市の電話相談など公的な相談機関があるにも関わらず、相談しなかった人の割合が高くなっています。

DVは重大な人権侵害であり、ひとりで悩むことなく相談機関を利用するよう、広く周知することが求められます。また、安心して相談できるよう、より一層の相談機関の充実が必要です。

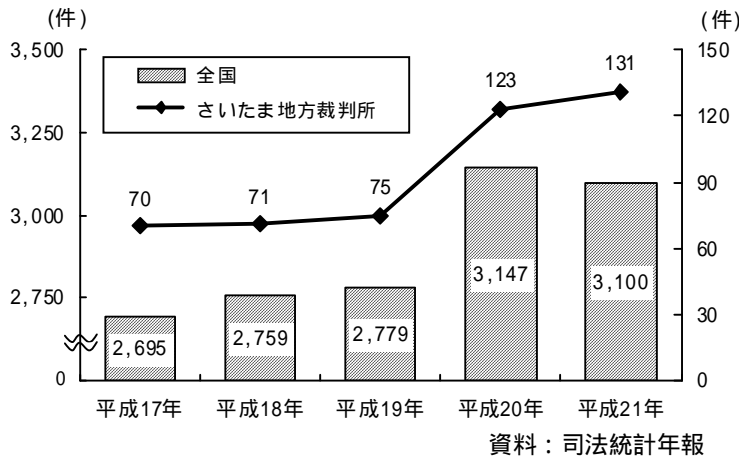
(4) 被害者の保護の状況

DV防止法では、DV被害者とその同伴家族が、DVから逃れるために避難が必要な場合は、各都道府県に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を行うことが規定されています。埼玉県での一時保護の状況は、平成18年度以降年々増加傾向にあります(図表6)。

図表6 一時保護の状況



図表7 配偶者暴力に関する保護命令事件の申し立て件数について



また、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対し、接近禁止命令や退去命令を出す保護命令制度があります。全国の申し立て件数では平成21年に3,100件と前年度に比べ若干の減少が見られますが、さいたま地方裁判所管内では、平成17年以降増加傾向にあります(図表7)。

【課題】

被害者の安全の確保と負担軽減のため、相談から一時保護に至るまで円滑に対応する必要があります。

また、被害者がDVから逃れた後は、新たな自立した生活の構築が求められます。被害者の支援にあたっては、精神的支援のみならず経済的支援策も重要であることから、関係機関等の連携による充実した支援策が必要となります。

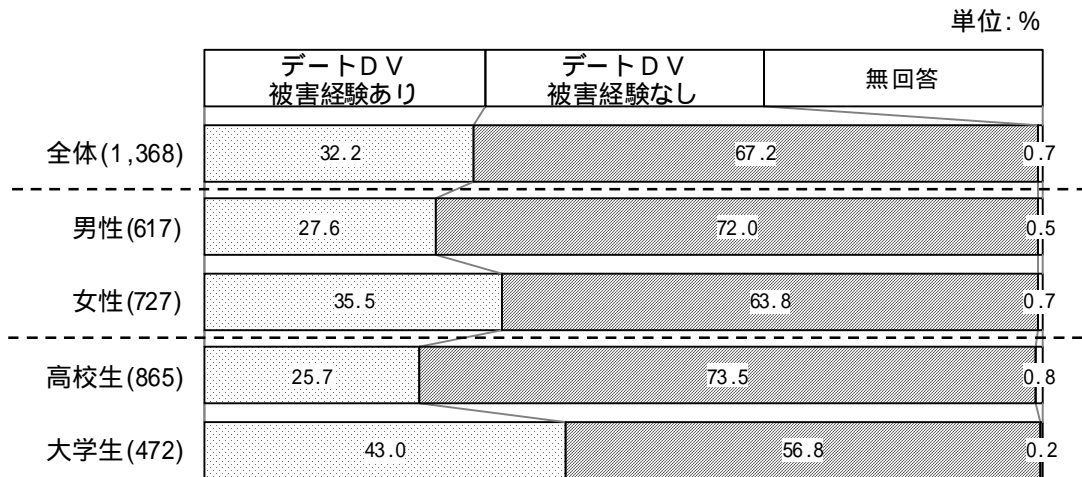
保護命令制度 被害者が配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫によって生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、裁判所が配偶者に対して、被害者への接近等の禁止や、被害者と共に生活する住居からの退去等を命令する制度のことです。配偶者がこの命令に違反した場合には、罰則があります。

(5) 若年層における交際相手からの暴力

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成21年3月、以下「内閣府平成20年度DV調査」といいます。)によると、10歳代から20歳代の頃に交際相手からの暴力を受けた経験のある女性は13.6%、男性は4.3%となっています。20歳代の女性に限ると21.3%が被害を受けており、約5人に1人の割合です。

また、本市が市内の高校及び大学等を対象に実施した「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査報告書」(平成22年3月、以下「デートDV意識調査」といいます。)によると、交際経験のある生徒・学生のうち、全体として約3人に1人は何らかの暴力行為を受けたことがあると回答しています(図表8)。

図表8 デートDVの被害経験(男女別・年代別)



資料: さいたま市「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査報告書」(平成22年3月)

(注)

- ・交際相手がいる(いた)と回答した方に、交際相手からの暴力の被害経験を伺いました(全体 1,368人/男性 617人・女性 727人)
- ・性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

【課題】

本市では、若年層において、交際相手との間で配偶者間と同様の暴力が行われている実態があることから、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するなど、関係機関等と連携した予防啓発が必要です。

デートDV 若年層(高校生や大学生など)において、交際相手から振られる様々な暴力のことを指します。DV防止法の「配偶者からの暴力」には該当しませんが、DVの発生を未然に防ぐため、デートDVの防止啓発に取り組みます。

(6) 子どもへの影響

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)によると、被害者のほぼ3人に1人が配偶者からの行為を「子どもは知っていた」と回答しており(図表9) そのうち7割近くの人が、子どもの心身に「影響を与えたと思う」と回答しています(図表10)。

図表9 子どもによる目撃

子どもは知っていた

単位: %

| | 子どもは知らない | 子どもは目撃していた | 子どもは目撃していないが、音や声、様子から知っていた | 子どもは知らなかった | その他 | わからない | 無回答 | 子どもは知っていた(計) |
|---------|----------|------------|----------------------------|------------|-----|-------|------|--------------|
| 全体(608) | 7.7 | 19.6 | 12.5 | 37.8 | 0.8 | 6.3 | 15.3 | (32.1) |
| 男性(182) | 9.3 | 18.1 | 14.3 | 36.8 | 1.1 | 4.9 | 15.4 | (32.4) |
| 女性(426) | 7.0 | 20.2 | 11.7 | 38.3 | 0.7 | 6.8 | 15.3 | (31.9) |

資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)

図表10 子どもへの影響

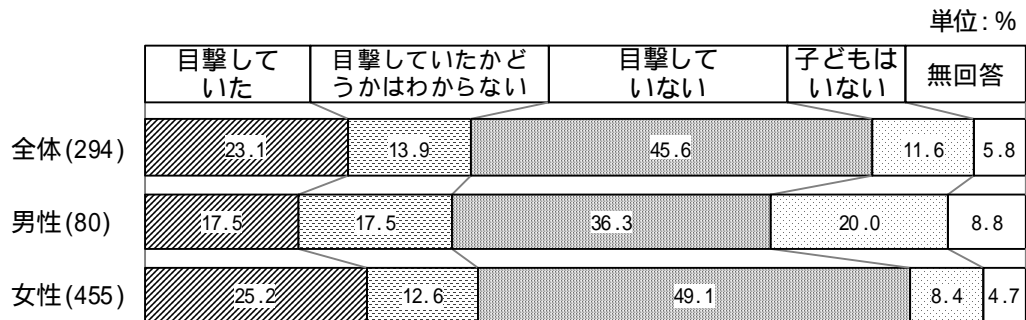
単位: %

| | 影響を与えたと思う | 影響は与えなかったと思う | わからない |
|---------|-----------|--------------|-------|
| 全体(195) | 67.2 | 13.3 | 19.5 |
| 男性(59) | 67.8 | 15.3 | 16.9 |
| 女性(136) | 66.9 | 12.5 | 20.6 |

資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)

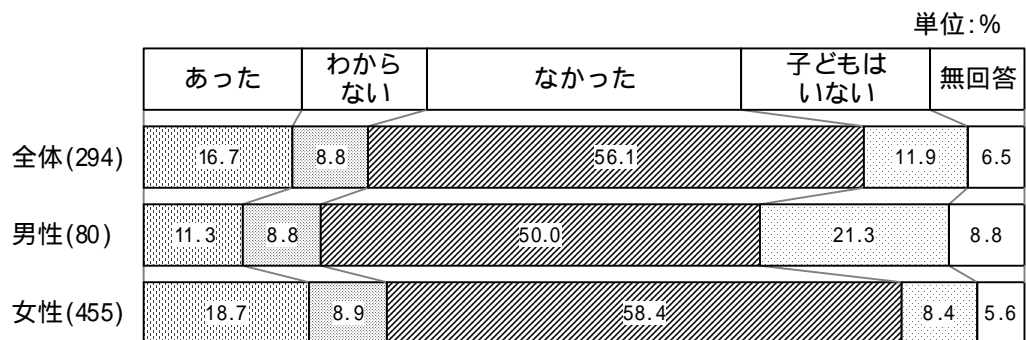
また、埼玉県「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」(平成22年2月、以下「埼玉県調査」といいます。)によると、親の被害を目撃していた子どもはDV被害者全体の2割を超えており(図表11)、DV被害者全体の1割強については、子どももDV被害者と同じ被害を受けていると回答しています(図表12)。

図表 11 子どもによる目撃



資料：埼玉県「平成 21 年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」(平成 22 年 2 月)

図表 12 子どもへの行為



資料：埼玉県「平成 21 年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」(平成 22 年 2 月)

【課題】

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもの目の前で行われる配偶者に対する暴力は児童虐待であると定義されています。暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、さまざまな心身の症状が表れることもあります。

カウンセリング等、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関等との連携が必要です。

(7) 関係機関等との連携

さいたま市では、平成16年から「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を設置し、庁内外の関係機関等と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討しています。また、民間緊急一時避難施設を運営する団体に対して補助金を交付し、その事業を支援しています。

【課題】

DVは、その防止から被害者の自立まで切れ目のない支援を必要とし、多方面にわたる関係機関等との連携が必要不可欠です。今後も、関係機関等との連携・協力体制を整備・充実させることが求められます。

さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議 DVの根絶のため、関係機関が密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討するために設置した会議です。市の関係代表機関ほか、国や埼玉県の機関、民間団体で構成されています。

民間緊急一時避難施設 民間シェルターのこと。DVから避難する必要がある被害者やその子どもなどの保護を行うため、民間の団体等が自主的に運営する施設のことです。

3 DV防止に係る関係機関の取組

DVの防止と被害者の支援に関しては、さいたま市だけではなく、埼玉県や国の機関等の関係機関においても取組が進められます。国の「基本的方針」では、関係機関それぞれの取組として、主に以下のような事項が示されています。

(1) 埼玉県の取組（警察を含む）

都道府県の基本的な役割としては、被害者の支援における中核として一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修など、広域的な施策を推進することが位置づけられています。

埼玉県では、平成13年のDV防止法の施行に伴い、平成14年4月から婦人相談センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、DV相談、一時保護をはじめ、DV被害者に対して専門的な機能を活用した支援を行うとともに、福祉や保健、医療、警察、司法など各分野との広域的な連携を図っています。

また、警察は、通報等によって配偶者暴力が行われていると認めるときには、暴力の制止や被害者の保護とともに、被害者の意思を踏まえて加害者の検挙など被害発生の防止措置を講じることや被害者の立場に立った適切な相談対応が必要とされています。

(2) 市民の取組

DV被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、DV防止法では、DVを受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされています。なお、この場合の通報先は、配偶者暴力相談支援センター、警察官となっています。

(3) 医療関係者・福祉関係者の取組

医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、DV防止法では、DV被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することができるとされています（この場合の通報は、医療関係者に求められる守秘義務の違反とはなりません）。

また、民生委員・児童委員等の福祉関係者についても、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、上記に準じた対応が求められています。

(4) 人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」でDVを含めた相談を受け付けています。人権擁護機関がDV被害を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることが求められています。

(5) ハローワークの取組

ハローワークは、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが求められています。具体的には、被害者に子どものいる場合で被害者本人が希望する場合、必要に応じて事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」や「母子家庭の母に対する試行雇用奨励金」の対象となり得ることを周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましいものとされています。また、被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練受講の必要性が高いと認められる場合は、無料の公共職業訓練の受講のあっせんに努めることが必要とされています。

(6) 教育機関の取組

学校や教育委員会は、配偶者暴力相談支援センターとともに、DV被害者やその子どもに対して、学校でスクールカウンセラーが相談に応じていること、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助が受けられることの情報提供を行うことが求められています。

また、教育委員会や学校、保育所などの関係機関と配偶者暴力相談支援センターが連携して、教員など教育関係者や保育士など保育関係者に対し、DVの特性や配慮すべき事項等について周知徹底することが必要とされています。

第2章

基本的な考え方

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、本市のDVの防止及び被害者の支援施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 対象とする暴力

この計画でいう暴力には、殴ったりけったりするといった身体的暴力だけでなく、人格を否定するような暴言を吐いたり、何を言っても無視することのような精神的暴力、いやがっているのに性行為を強要したり、見たくないポルノビデオ等を見せるといった性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれます。

また、DV防止法が対象とする暴力は、男女を問わず「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力」とされています。しかし、配偶者に該当しない「交際相手からの暴力」についても、被害者に対する影響の強さと対策の重要性は配偶者からの暴力に劣るものではありません。そこで、本計画では配偶者からの暴力と同様に、交際相手からの暴力についても対象としています。

このことから、本計画の名称については「配偶者からの暴力」ではなく、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」としました。

（注）本計画中のDVの標記全てに、交際相手からの暴力が含まれる訳ではありません。

3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。DV防止法に基づいて国が示した基本方針に即し、埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案したものです。

また、さいたま市総合振興計画[改訂版]基本計画の「交流・コミュニティ」の分野別計画に規定する「男女共同参画社会の実現」を目指すための取組に位置づけられるとともに、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第10条に基づいて策定された「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の重点事項である「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」に関する、総合的な体系を示すものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

5 計画の目標

(1) 計画の目標

DV被害者の多くが女性であるということから、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視などの問題があります。男女共同参画社会の実現に向けて、DVの根絶は重点的に取り組むべき課題です。

この計画の目標を「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」として、目標の実現のため各施策の展開を図ります。

計画の目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

(2) 基本目標

DV被害の根絶と被害者の自立支援を進めるためには、DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援に至る各段階にわたり、多様な関係機関等が被害者の立場に立って総合的で切れ目のない支援を行うことが必要です。

この計画の目標「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を実現するための具体的な目標として、次の5つの基本目標を定めます。

| | |
|------|------------------|
| 基本目標 | 教育・啓発の推進 |
| 基本目標 | 被害者の早期発見と相談体制の充実 |
| 基本目標 | 被害者の保護と自立支援の充実 |
| 基本目標 | 子どもへの支援 |
| 基本目標 | 関係機関等との連携協力 |

基本目標 教育・啓発の推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVをなくすために、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことを目指します。

基本目標 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVは、一般的に外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすいという特性があります。暴力の潜在化により、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化するおそれがあるため、早期発見のできる体制と暴力について相談できる体制の整備を進めます。

さらに、平成19年に改正されたDV防止法により、市町村の努力義務となった配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の相談体制を強化します。

基本目標 被害者の保護と自立支援の充実

DVは、被害者の生命・身体の安全に直結する問題です。被害者に対する危険が急迫している場合は、すみやかに加害者との接触を絶つために一時保護に引き継ぎますが、加害者の元から避難した後も、加害者からの追及のおそれ等もあることから、警察等関係機関と緊密に連携し、被害者の安全の確保を図ります。

さらに、配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、被害者の保護、自立支援に至る切れ目のない支援を行います。

基本目標 子どもへの支援

被害者に同伴する子どもは、DVを目撃し、心理的虐待を受けている場合も多く、さらに、子ども自身が暴力の対象となっている場合もあります。これら、直接子どもに対して向けられた行為のみならず、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。

子どもは転居や転校を始めとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい存在でもあります。被害者に同伴する子どもの保育や教育上の配慮は被害者の自立にあたって極めて重要です。子どもも安心して生活ができるよう、継続的な支援に取り組みます。

基本目標 関係機関等との連携協力

DVは複雑な問題であり、本市だけで暴力の防止と被害者の支援に対応することは困難です。医療・福祉や子育て、就職支援をはじめとして幅広い分野にわたる関係機関等が、それぞれ情報交換を通してDV防止に対する認識を共有し、具体的な事案に即してどのように連携していくかが問われています。

本市は、DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、関係機関とともに被害者の支援を行います。

県と市の役割分担

第1章3でも示しているように、国の基本的方針では都道府県の基本的な役割について、被害者の支援における中核として一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修など、広域的な施策を推進することとされています。また、市町村の基本的な役割については、身近な行政主体の窓口として相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等であるとされています。

この計画の目標「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」の実現のために、本市が主体となって計画に掲げた各種の施策に取り組むべきであることは言うまでもありません。しかし、県内における被害者支援の中核的機関である埼玉県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした埼玉県の機関との連携を欠かすことができません。施策の推進にあたっては、埼玉県、さいたま市それぞれが果たすべき役割を認識するとともに、必要に応じて連携し、きめの細かい対応を心掛けます。

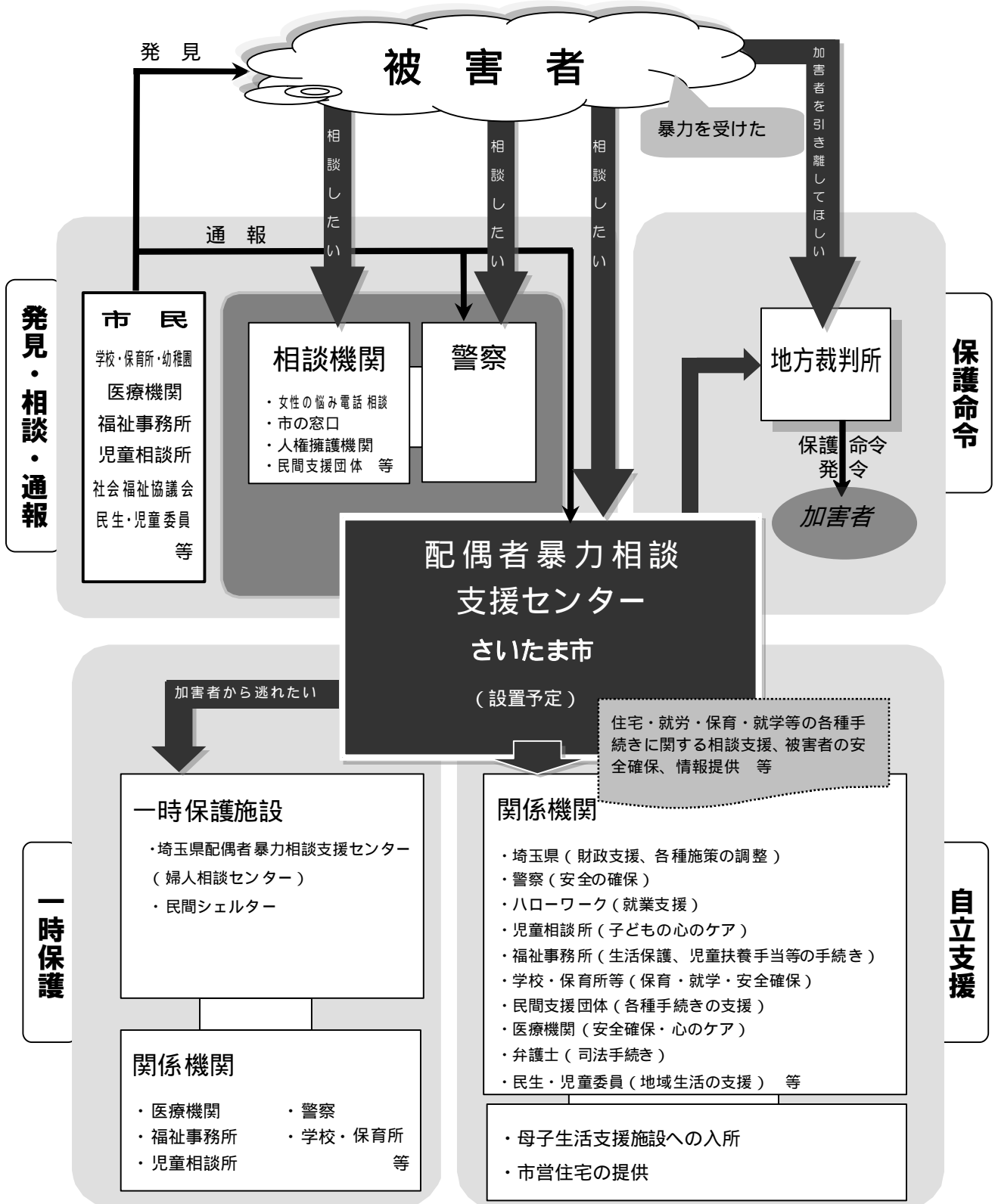
6 計画の推進

この計画の推進にあたっては、計画に掲載された施策及び事業に関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。また、庁内外の関係機関で構成する「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を定期的開催し、関係機関相互の情報交換と意思疎通の円滑化を図ります。また、本市が取り組む各施策の実施状況は、毎年度把握して公表します。

この計画の見直しについては、計画期間全体を通じた取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や市の他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の平成27年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、DV防止法や基本的方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

D V 被害者支援の流れ



安心・安全な暮らしの実現

